

意見書

～近畿地整は淀川水系流委員会のこれまでの積み重ねを流失させるな～

2008年6月25日

木曽川水系流域住民
徳山ダム建設中止を求める会・事務局長
近藤ゆり子
〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

激しい「逆風」と困難の中、真剣に流域住民の意見を反映させ住民の利益となる淀川水系河川整備計画を策定すべく、意見集約に向けて奮闘されている委員長をはじめとする委員各位に対し、先ず、深く敬意を表したく存じます。

1997年の河川法改正（特に16条の2を設けたこと）の背景には、木曽川水系（木曽三川）流域住民の長い長い闘いもありました。このことは、宮本博司委員長もしばしば述懐されているところです。流域住民と河川管理者が「闘う」ことになってしまうのは、住民にとっても、納税者全体にとっても不幸なことです。

「川」は、人間の思い通りにはなりません。大きな恵みをもたらしてくれる「川」は、ときには厳しい試練（被害）を流域住民に課します。どのような被害をどの程度まで受容できるか？ この民主主義社会において、それを河川管理者が独善的・一方的に決めることは不可能です。

近代治水が大々的に展開される前は、各地域で（従って小流域単位で）住民が自治的に「川」に関わってきました（それ以外の選択肢は例外的にしか存在しませんでした）。人的・物的な拠出も多大なものがあり、被害も少なくはなかった…でも住民は「川」を知っていました。洪水についても、水利用についても、長く深い知識が蓄積され、被害を最小限にとどめる知恵を継承してきました。

欧米の近代治水の思考法が入るのと並行して、大型重機が使えるようになり、さまざまな技術も開発されました。沖積平野に多くの人が住み、資産を集積させ、大都市を形成することこそが「発展・進歩」だという価値観のみを採用するなら、それは「素晴らしい」ことです。しかし、今となっては「開発＝発展・進歩」の図式を、何の留保もなく無批判・無修正で賞賛する時代錯誤は通用しません。

近代技術を駆使した大規模な河川改修は、流域住民の「自治」の範囲を超えます。「24時間365日、河川のことを考えているのは、我々河川管理者だ！」（＝1996.7.11 竹村公太郎氏）という驕り高ぶった発言にも、一定の根拠があったと言えるかもしれません。しかし、人為的に「川」を制御することの限界もはっきりしてきました。特に河川生態系という「複雑系」に関しては、まだ人知は及んでいません（「unknownなこと」が多すぎます）。

1997年の河川法改正は、「治水」「水利用」（以下、「治水」に「水利用」をも含めて述べていきます。一体のものであると思いますので）に流域住民の伝統的な知恵をも活かそうとしたのだ、と私は考えています。流域住民の伝統的な知恵をも活かすことは、今と未来を見据えればこそ、非常に理に適った考え方です。

また、厳しい財政的・技術的・社会的制約が存在する中、何かしらの「我慢」（いくらか

の被害の受容)が流域住民に求められています。そうであればこそ、丁寧な合意形成を図る以外に「治水事業」はありません。

「治水は果てることのない事業なのである」

(水害訴訟における被告－河川管理者・国土交通大臣－準備書面より)

「治水事業」についての合意形成のあり方は、各地域で多様であって良いでしょう。淀川水系流域委員会は、河川法第16条の2第3項の趣旨で設置された「有識者・学識者」の委員会だそうです。流域で暮らす生活者もまた「有識者」です。そして一般からの意見をたくさん聴くことは、丁寧な合意形成には欠かせません。

淀川水系流域委員会は、人為の限界や生態系の複雑さをも知ってしまった私たちにとっての「これからの治水事業のあり方の決定方法」に関して、希望を点し続けてきました。

残念ながら、1997年河川法改正に重要な位置を持つ木曽川水系では、河川法第16条の2の趣旨とは。およそかけ離れた河川整備計画策定の手法が強行されました。木曽川水系河川整備計画原案の住民意見聴取(河川法第16条の2第4項)が締めきられてから、「長良川に徳山ダムの水を流す木曽川水系連絡導水路はNO!」という声が一気に広がってきたのは、皮肉なことです。河川管理者は、長良川河口堰及び徳山ダムで提起された問題とその解決方法(私たちは様々な手段を用いて提示し続けてきました)を、理解しようとしなかったかあるいは理解できなかった(その両方?)ようです。

設置者である近畿地方整備局が、淀川水系流域委員会の意向・意見を無視し、「河川管理者が決める!」と突っ張るのであれば、長い時間と経費をかけた淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか?

全国の河川流域住民に、河川管理者に対する不信感を植え付けて、全国の河川の「治水事業」が進むはずがありません。近畿地方整備局(長)は、淀川水系流域委員会のこれまでの積み重ねを流失させないで下さい。

今般の近畿地方整備局による一方的な「淀川水系河川整備計画案」提示は、誰にとっても益することはありません。今回の誤った判断を撤回し、淀川水系流域委員会の意見取り纏めを待ち、その意見を十分に配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを、近畿地方整備局(長)に強く要求したいと思います。

淀川水系流域委員会委員各位におかれましては、この困難な中、毅然として本来の役割－淀川水系流域委員会の長く緻密な議論を踏まえた淀川水系河川整備計画原案への意見取り纏め－を果たされることをことを、切にお願いいたします。

以下に、24日に近畿地方整備局長宛に送付した抗議書を載せます。

.....
1997年河川法改正を「水に流す」近畿地整に抗議する
 ～人と川の関係を再構築するべきときに、何ということをや～

抗議書

20008年6月24日

近畿地方整備局長 布村明彦様

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

6月20日、近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会が最終的な意見を出すのを待つことなく「見切り発車」で河川整備計画案を発表しました。強い憤りをもって抗議します。

昨年8月9日に開催された第三次委員会の初回委員会において、委員会の「原案」に対する最終意見提示前に「整備計画案」を策定し、関係府県へ提示すること、いわゆる「見切り発車」はしないよう整備局に申し入れ、同局から「見切り発車はしない」との回答を得ました。また5月13日に開催された第78回委員会および6月18日の近畿地方整備局長との会談において、重ねて「見切り発車」はしないでいただきたいと強く申し入れました。（6月20日 委員長声明より）

こういう経過がありながら、近畿地方整備局は一方的に「見切り発車」をしました。河川問題に関わりながら、1997年の河川法改正に積極的意義を見いだしたいと願い、淀川水系流域委員会を見つめてきた者（グループ）として、非常に残念であり、一種の哀しみさえ感じます。

1997年の河川法改正（特に16条の2を設けたこと）には、木曽川水系（木曽三川）流域住民の長い長い闘いも反映されていました。川が形成した沖積平野において、良きにつけ悪しきにつけ「川」に依拠して、私たち木曽三川流域住民は暮らしてきました。本来、河川管理者も流域住民も川を大切に思い、川を慈しむ気持ちは同じはずです。だから河川管理者に対して、流域住民が「闘い」を行わねばならないのは、双方にとって大変不幸なことです。この不幸を反省して、1997年河川法改正はあった、と私たちは理解しています（私たちの勝手な思い込みではなく、ほぼそういう内容の説明が、当時も河川管理者側からありました）。

淀川水系流域委員会は、河川法16条の2第3項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」に対応するものとして設置されたはずです。今、淀川水系流域委員会が、まさに最も重要な役割である「河川整備計画の案を作成しようとする」場合にあたっての意見を出す（河川整備計画原案について意見を纏める）このときに、「流域委員会が最終的な意見を待たずに河川整備計画案を出す＝見切り発車する」のであれば、淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか？ 単なる時間とお金の無駄遣いだったのでしょうか？

淀川水系流域委員会設置者である近畿地方整備局の責任者としての布村局長の責任は極めて重い。万死に値すると言っても過言ではありません。

淀川水系流域委員会の長い取り組みの一切を蹂躪する今回の「見切り発車の河川整備計画案提示」は、河川流域住民の思い対する冒涇であり、河川行政をより良いものにしようとしてきた河川局の諸先輩と現役職員に対する侮辱でもあります。

川は、河川管理者の所有物ではなく、流域住民すべてのものです。治水にはお金がかかります。だから納税者全部に関係する事柄です。さまざまな意見を多方面から聴くことは河川の計画を立案していく上で欠かせません。

現に深刻な水害被害を繰り返し受けている地域や、脆弱な堤防に脅かされている地域が存在します。すぐに計画規模洪水に対応する洪水調節施設・計画河道が完成するはずもなく、計画規模を超える超過洪水は必ず発生します。財政的・技術的・社会的制約があればこそ、どういう場合にどのような規模の被害まで受容できるのか、学識者による十分な検討の上で流域住民の理解が得られなければ、「治水」とは言えないのです。

淀川水系流域委員会は、一般的に「学識者」と呼ばれる人々の他に、意識の高い流域住民を加え、さらに一般からの意見をさまざまな方法で聴取することで、流域住民の多くの意見を反映させ、同時に流域全体の川への意識を高めました。流域住民の意識こそが1997年河川法改正の意義を活かし、本当の意味での「治水」を実現できるのです。その意味で、淀川水系流域委員会が果たした役割は、深く大きなものでした。

明治河川法制定以来、川は流域住民から遠くなってしまいました。大規模な予算と大規模事業によって、確かに洪水被害度は減じたようです。しかし同時に川の自然が喪われ、まるで単なる用水路のようになってしまいました。住民の川への意識が遠くなることで、却って災害も頻発するようなことも生じてきました。人間が自然を制御しきれないはずもない、という当たり前のことが、ようやく再び常識になってきました。

今こそ人と川の関係性を再構築するべきときです。だから流域住民と河川管理者の信頼関係の構築、協働が不可欠です。

この大事なときの今般の近畿地方整備局の「淀川水系流域委員会無視」の河川整備計画案提示は、全国の河川流域住民の、河川管理者への不信感を広げることにしかありません。これでは、治水事業はますます遅延するでしょう。人と川の関係性を再構築への可能性を潰すでしょう。近畿地方整備局の責任は極めて重大です。

今回の「見切り発車」に抗議するとともに、淀川水系流域委員会の最終的な意見を聴き、それを十分配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを要求します。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局
近藤ゆり子
〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119